

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備

## 1 主な施策の取組状況及び評価

- ・ 地域優良賃貸住宅制度により、賃貸住宅の整備費助成や家賃低廉化助成を行い、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯向けの良質な賃貸住宅の供給を支援している。
- ・ 高齢者等の住み替え支援制度により、高齢者が所有する戸建て住宅等を広い住宅を必要とする子育て世帯等に賃貸することを円滑化している。
- ・ 都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度により、機構が整備した敷地における民間事業者による賃貸住宅等の建設、供給を支援し、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。
- ・ あんしん賃貸支援事業により、子育て世帯の入居を受け入れる賃貸住宅の登録や居住に関する各種サポート等を行っている。
- ・ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みの活用により、子育てに適した耐久・可変性能が高い住宅に係る金利引き下げを行い、良質な住宅の取得を支援している。
- ・ 都市再生機構賃貸住宅において、子育て世帯や子育て世帯との近居を希望する支援世帯に対して、新規賃貸住宅募集時の当選倍率優遇や、既存賃貸住宅募集時の優先申込期間の設定といった優遇措置を設けている。
- ・ 住宅市街地総合整備事業により、大都市地域等の既成市街地において、職住近接型の市街地住宅の供給と良好な住宅市街地の整備を総合的に推進している。
- ・ 公共賃貸住宅団地において保育所等との一体的整備を推進している。
- ・ 歩行者や自転車乗用者の事故発生割合が高い582箇所を「あんしん歩行エリア」として警察庁及び国土交通省で指定（平成20年度）した。
- ・ 都市計画決定された公園・緑地の整備を推進している。

## 2 今後の方向性、検討課題等

- ・ 今後とも、子育て世帯向けの広くゆとりある住宅の確保や、世代間が互いに助け合いながら充実した住生活を実現するための近居等を支援していく。また、職住近接で子育てのしやすい都心居住や、公共賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進していく。
- ・ あんしん歩行エリアの整備  
あんしん歩行エリア内において、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して、面的かつ総合的に事故抑止対策を推進する。
- ・ 歩いていける身近な場所において、子どもの遊び場となる公園や緑地の整備を推進し、子育て環境等の充実に図る。

3 参考データ、関連政策評価等

- ・ 地域優良賃貸住宅の供給実績  
H19 年度末管理戸数 約 15.9 万戸（特定優良賃貸住宅等の管理戸数含む）
- ・ 高齢者等の住み替え支援制度による賃貸住宅の供給実績  
H21.7 現在 契約完了件数 120 件
- ・ 都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度によるファミリー向け賃貸住宅の供給実績  
H20 年度 約 780 戸
- ・ あんしん賃貸支援事業  
H21.5 現在 33 箇所の自治体が事業に参加
- ・ 公共賃貸住宅団地における保育所等の供給実績  
H20 年度末 853 施設
- ・ あんしん歩行エリアの整備の目標  
平成 24 年までにエリア内の歩行者や自転車乗用車の死傷事故を約 2 割抑止  
※社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月策定）

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(施策名) (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実 子育てバリアフリーの推進

1 主な施策の取組状況及び評価

○平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が施行され、妊産婦や乳幼児連れの方にも利用しやすいように、公共交通機関、道路、建築物、都市公園等多くの方が利用する公共施設について、段差の解消等による個別のバリアフリー化を図るとともに、これら施設等の一体的なバリアフリー化を推進している。

- ・バリアフリー環境整備促進事業により、バリアフリー新法に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備を図っている。
- ・交通安全施設等整備事業費等により、継続的に歩行空間のバリアフリー化に対する支援を実施している。
- ・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業等により、都市公園のバリアフリー化を推進している。

○ハード面の整備と併せて、高齢者・障害者等の介助体験・疑似体験等を行うことにより、国民に対しバリアフリーについての理解を深めるための「バリアフリー教室」の開催等により「心のバリアフリー社会」の実現を図るとともに、施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を行うなどソフト面の施策についても推進している。

2 今後の方向性、検討課題等

○バリアフリー新法に基づく基本方針において定めている、原則平成 22 年までのバリアフリー化の整備目標を確実に達成し、また平成 23 年以降の整備目標の設定をはじめとする今後のバリアフリー施策のあり方を総合的に検討するため、平成 21 年 6 月に「国土交通省バリアフリー推進本部」を設置し、より一体的・横断的な体制のもとで一層のバリアフリー化を推進していく。

3 参考データ、関連政策評価等

◎移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成 18 年 12 月)におけるバリアフリー化の目標と実績値

		現状 (H19年度末時点)	基本方針の目標 (H22。低床バスはH27)
旅客施設(鉄軌道駅・バスターミナル・旅客船ターミナル・航空旅客ターミナル) (※1)		67.5% (※2)	100%
鉄軌道	鉄軌道駅 (※1)	67.3% (※2)	100%
	鉄軌道車両	26.5%	約50%
バス	バスターミナル (※1)		100%
	乗合バス	低床バス	100%
		ノンステップバス	約30%
船舶	旅客船ターミナル (※1)	88.9% (※2)	100%
	旅客船	14.1%	約50%
航空	航空旅客ターミナル (※1)	76.2% (※2) (100% (※3))	100%
	航空機	59.9%	約65%
タクシー	福祉タクシー	10,514台	約18,000台
道路	主要な旅客施設周辺等における主な道路	60%	100%
建築物	不特定多数の者等が利用する建築物 (※4)	44%	約50%
都市公園	移動等円滑化園路	約44%	約45%
	駐車場	約34%	約35%
	便所	約27%	約30%
路外駐車場		33%	約40%

(注) 現状及び目標の数値は、施設毎に設定されたバリアフリー化に係る基準の達成割合等を示す。  
 (※1) 利用者数5,000人/日以上のもの。  
 (※2) 段差の解消について定めた公共交通移動等円滑化基準第4条への適合をもって算定。特に、航空旅客ターミナルについては、「エレベーターについて内外の者が互いに視覚的に確認できる構造とする」という基準のみを満たせないこと等により、この数値にとどまる。  
 (※3) 身体障害者が利用できるエレベーター・エスカレーター・スロープの設置(事実的な段差解消)はすでに平成13年3月末までに100%達成されている。  
 (※4) バリアフリー新法に基づく特別特定建築物

◎ 社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月）における目標（※上記の基本方針に定める目標以外）

- ・ 主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積を平成 24 年度までに約 70,000ha にする（平成 19 年度までは 50,997ha）。
- ・ 特定道路のバリアフリー化率を平成 24 年度までに約 75% にする（平成 19 年度は約 51%）。
- ・ 園路及び広場がバリアフリー化された都市公園の割合を平成 24 年までに約 5 割にする（平成 19 年は約 44%）。
- ・ バリアフリー化された路外駐車場の割合を平成 24 年までに約 50% にする（平成 19 年は 33%）。
- ・ ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数（「心のバリアフリー」の促進）平成 24 年度までに約 50,000 人にする（平成 19 年度までは 24,043 人）。

